

青森県報

号外第九十五号

平成二十六年
十二月十九日
(金曜日)

目次

公 告

河川整備計画の変更の公表……………(河川砂防課)…一

公 告

河川整備計画の変更の公表

河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第十六条の二第一項の規定により定められた馬淵川水系に関する河川整備計画を次のとおり変更したので、同条第七項において準用する同条第六項の規定により公表する。

平成二十六年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

馬淵川水系河川整備計画
(指定区間：八戸圏域)

平成26年12月

青 森 県

馬淵川水系河川整備計画（指定区間：八戸圏域） 目 次

| | |
|--|----|
| 1 計画の基本的な考え方 | 1 |
| 1.1 計画の趣旨 | 1 |
| 1.2 計画の基本理念 | 2 |
| 1.3 計画対象区間 | 3 |
| 1.4 計画対象期間 | 3 |
| 2 馬淵川の概要 | 5 |
| 2.1 流域及び河川の概要 | 5 |
| 2.2 流域の自然環境及び圏域内の社会環境 | 7 |
| 2.3 治水の現状と課題 | 15 |
| 2.4 水利用の現状と課題 | 25 |
| 2.5 河川環境の現状と課題 | 27 |
| 3 河川整備計画の目標に関する事項 | 31 |
| 3.1 洪水による災害発生の防止又は軽減に関する目標 | 31 |
| 3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能維持に関する目標 | 33 |
| 3.3 河川環境の整備と保全に関する目標 | 34 |
| 4 河川の整備の実施に関する事項 | 35 |
| 4.1 河川工事事の目的、種類及び施行場所並びに当該工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要 | 35 |
| 4.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所 | 41 |
| 4.3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項 | 44 |
| 5 住民参加と地域との連携による川づくり | 45 |
| 5.1 地域との連携による川づくりの考え方 | 45 |
| 5.2 地域の参加と協働を実施する内容 | 47 |
| 5.3 地域との連携と参加を促進する取り組み | 49 |

1 計画の基本的な考え方

1.1 計画の趣旨

「馬淵川水系河川整備計画（指定区間：八戸圏域）」（以下、本計画）は、河川法の三つの目的が総合的に達成できるよう、河川法第16条に基づき、平成19年7月に策定された「馬淵川水系河川整備基本方針」に沿って、河川法第16条の2に基づき、馬淵川水系の青森県管理区間について、当面実施する河川工事事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す法定計画を定めるものです。

【河川法の三つの目的】

- 1) 洪水、高潮等による災害発生の防止
- 2) 河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持
- 3) 河川環境の整備と保全

馬淵川水系の青森県管理区間を対象とした河川整備計画は、平成22年6月に、当時の河川整備の状況や治水の発生状況等に基づき策定（以下、既定計画）しましたが、策定後の治水の発生状況等により、今回、見直すことにしたものです。

本計画は、馬淵川水系の特性や既定計画の内容を踏まえ、安全で安心でき、うるおいのある美しい川づくりと、流域の風土と文化等を生かした河川整備を目的としています。

1.2 計画の基本理念

本計画は、河川整備基本方針に基づき、治水、利水、環境の調和を図りながら河川整備に関わる施策を総合的に展開するため、次の三つの基本理念に基づき、計画を策定します。

○安全で安心が持続できる川づくり

河川整備基本方針で定めた目標に向け、必要な治水対策を総合的に展開し、洪水、内水被害、地震などさまざまな災害から沿川地域住民の生命と財産を守り、将来にわたって人々が安心して暮らせる安全な馬淵川の実現を目指します。
また、地域の安全と安心が持続できるよう、流域の自然的、社会的特性を踏まえた継続的・効果的な河川の維持管理に努めます。

○豊かな河川環境と河川景観を次世代に継承する川づくり

馬淵川の自然豊かな河川環境と河川景観を次の世代に引き継ぐため、連携と協働のもと流域一体となった河川環境の保全、再生、創出を目指します。
また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう環境に係わる計画などとの調整を図りつつ、適正な整備・保全及び維持管理に努めます。

○地域の個性と活力、歴史や文化が実感できる川づくり

地域の魅力と活力を引き出すため、生活の基盤や歴史、文化、風土を形成してきた馬淵川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあい、歴史、文化、環境の学習ができる場、地域住民の利活用の場などの整備、保全を目指します。
また、河川に関する情報について地域住民と幅広く共有されるよう、防災学習、河川の利用に関する安全教育、環境教育などの充実を図るとともに、住民参加による河川清掃、河川愛護活動などを推進します。

1.3 計画対象区間

計画対象区間は、馬淵川水系のうち青森県知事が管理する区間とします。

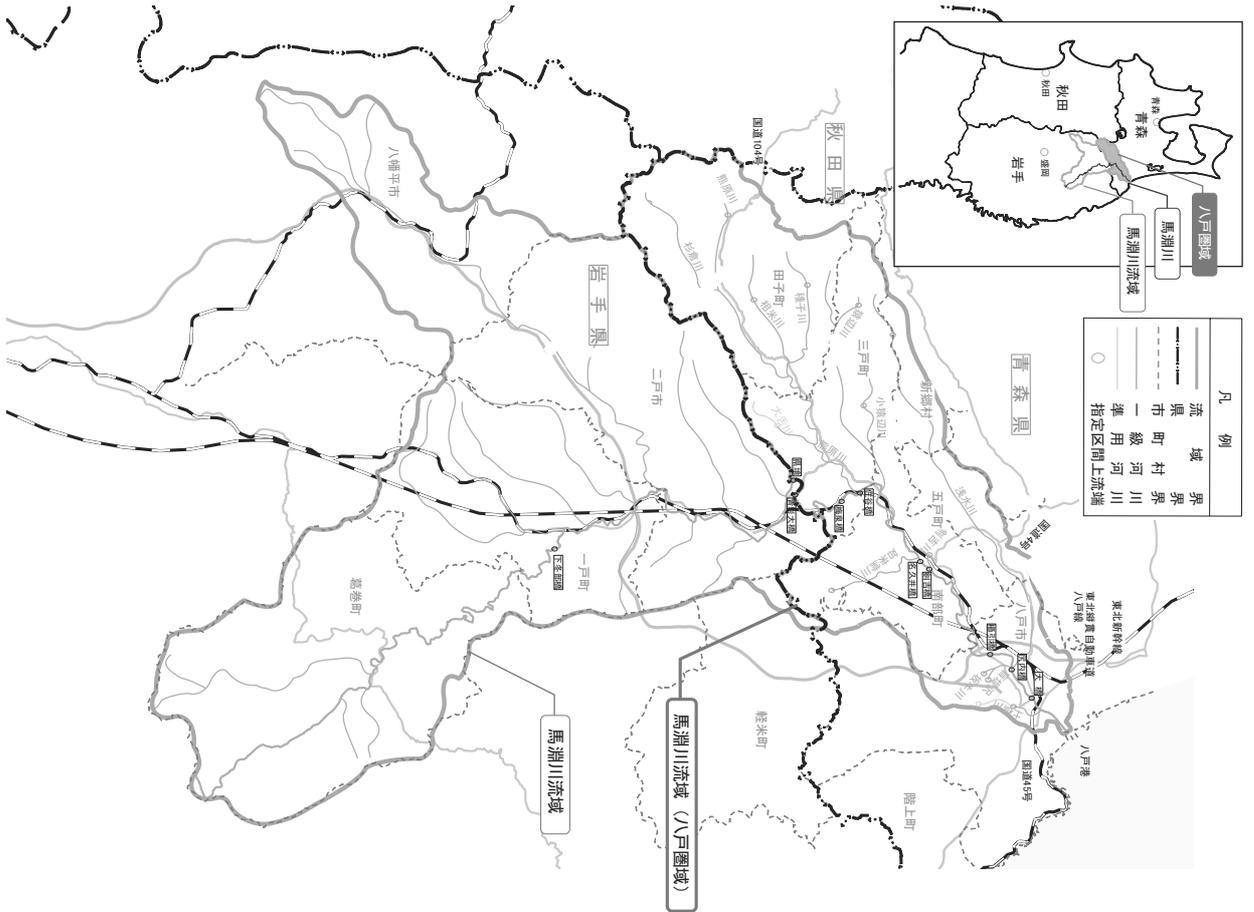
＜計画対象区間＞

| 河川名 | 区 域 | 指定区間延長(km) |
|------|----------------|------------|
| 馬淵川 | 櫛引橋地点～指定区間上流端 | 31.7 |
| 土橋川 | 馬淵川合流点～指定区間上流端 | 3.2 |
| 坂牛川 | 馬淵川合流点～指定区間上流端 | 4.3 |
| 盲堤沢 | 坂牛川合流点～指定区間上流端 | 1.8 |
| 浅水川 | 馬淵川合流点～指定区間上流端 | 34.0 |
| 如来堂川 | 馬淵川合流点～指定区間上流端 | 10.2 |
| 猿辺川 | 馬淵川合流点～指定区間上流端 | 23.7 |
| 小猿辺川 | 猿辺川合流点～指定区間上流端 | 4.7 |
| 熊原川 | 馬淵川合流点～指定区間上流端 | 34.6 |
| 種子川 | 熊原川合流点～指定区間上流端 | 8.8 |
| 相米川 | 種子川合流点～指定区間上流端 | 6.4 |
| 杉倉川 | 熊原川合流点～指定区間上流端 | 10.7 |
| 剣吉川 | 馬淵川合流点～指定区間上流端 | 0.7 |

1.4 計画対象期間

本計画は、馬淵川水系河川整備基本方針に基づいた河川整備の当面の目標であり、その対象期間は、平成26年度を初年度とし、概ね20年とします。

なお、本計画は、現時点の流域の社会状況、自然状況、河道状況に基づき策定されたものです。そのため、策定後も、河川の整備状況・地域の社会状況・自然状況等の変化や新たな知見、技術の進歩等に伴い、必要に応じて適宜見直します。



＜馬淵川流域図＞

2.2 流域の自然環境及び圏域内の社会環境

2.2.1 流域の自然環境

(1) 地形・地質

流域の地質は、本川上流部の古生層及び安比川流域の第三紀火山噴出岩の分布を除くと、ほとんどが第四紀火山噴出岩の地質となっており、流域の地形は、上流部が火山山地及び起伏山地、中流部が火山性丘陵地、下流部が火山性丘陵地及びビロム台地となっています。河川の勾配は本川の上・中流部では 1/170～1/580 と急勾配ですが、下流の平地部は 1/2,100 程度と急に緩やかになります。

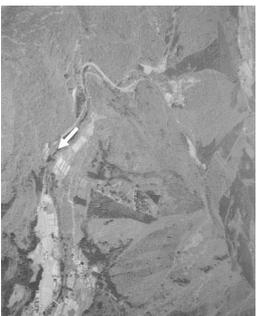
(2) 気候

流域の気候は、太平洋性気候で夏はしのぎやすく、冬は降雪量の少ない気候ですが、春の終わりから夏にかけては千島海流の影響を受けて「ヤマセ」と呼ばれる偏東風が吹くため異常低温や日照不足により農作物に被害が発生することもあります。年平均気温は約 10℃、年平均降水量は約 1,100mm となっています。

(3) 自然環境

馬淵川本川は、岩手県との県境から櫛引橋までが青森県管理区間です。馬淵川の県境付近には、名久井岳県立自然公園があり、名久井岳植物群落（環境省特定植物群落調査）やアカツツ、スギなどの植林も多く見られ、所々にクリ・コナラ群落が点在します。

県境に位置する青岩橋から上流の馬淵川は山地間を縫うように流れ、山付き部、自然裸地の川原も見られ、河川上流域の景観を呈しています。周辺にはスギ植林やクマヤキ、コナラ等の落葉樹林があり、果樹園や畑地も見られます。両岸にはヤナギ、オニグルミ等の河畔林や、ヨシ原も見られます。生息する魚類も、アユ、ヤマメ、ウグイ等の清流な水を好む種が比較的多く見られます。特に、熊原川上流域に生息しているハナカジカは、環境省レッドリストにおいて絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されており、青森県レッドデータブックでは最重要希少野生生物として位置付けられています。



＜馬淵川上流部(下冬部橋付近)＞

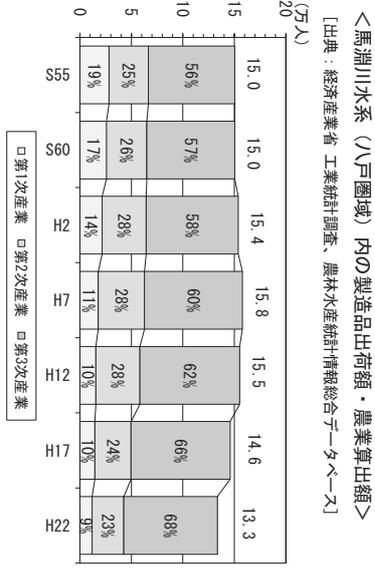
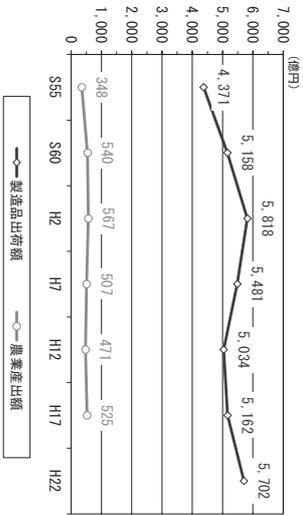


＜ハナカジカ＞

【撮影: 向山 満氏】

(3) 産業

圏域内の就業者数は、平成22年現在、6市町村合計で約13万3千人であり、産業別の構成は第1次産業が約9%、第2次産業が約23%、第3次産業が約68%です。第1次産業の比率が減少し、第3次産業の比率が増加傾向にあるとともに、就業者総数が減少傾向にあります。



(4) 交通

圏域内の交通機関としては、馬淵川とほぼ平行する国道4号・青い森鉄道があり、その他の主要な輸送交通機関として国道104号、東北縦貫自動車道八戸線、東北新幹線などがあります。東北新幹線は、八戸・新青森間が平成22年に開通し、馬淵川流域の主要都市である八戸市は、交通の拠点として、より重要度が増すと考えられます。

2.2.3 歴史・文化

(1) 馬淵川中流域

馬淵川中流域には青森県南部町、三戸町、田子町の3町が位置しています。流域には、馬淵川沿川と熊原川沿川の河岸段丘に縄文時代の遺跡群が多数確認されています。

この地域は、奥州南部氏の発祥地とされており、鎌倉時代に南部光行により城館を築城したといわれています。室町時代末期から戦国期にかけて、楳城南部氏に代わって勢力を振るった三戸南部氏が熊原川下流部に三戸城を築き、南部の中心として城下町を整備しました。その三戸城跡は現在、県立城山公園として桜の名所にもなっています。

江戸時代には奥州街道とこの街道と交差する鹿角街道の発達により、交通の要衝となりました。以後も流通の中心として商業も栄え、多くの豪商が生まれました。

この流域の現在の産業は、農業が中心となっており、水田や果樹栽培が盛んです。リンゴ、サクランボやニンニクなどは特産品として全国的にも有名です。



＜桜の名所として有名な三戸城跡の城山公園＞

【出典：三戸市HP】

(2) 馬淵川下流域

馬淵川下流域には青森県八戸市、五戸町、新郷村の1市1町1村が位置しています。

馬淵川流域と浅水川流域には数々の遺跡が多く存在しており、縄文時代を代表する是川遺跡では優れた出土品が確認され、古くから高い文化を持つ人々が生活していたと考えられています。

南北朝時代、南部領行は馬淵川沿いの河岸段丘を利用して根城を築き、本拠地としました。以後、根城南郷氏は南北朝統一に至るまで、北東北を治める活躍をしました。



＜是川遺跡の石碑＞

【出典：八戸市HP】

江戸時代になると八戸湊は八戸藩の移出入港および漁業基地として、海運や鱒漁などの船舶往来など飛躍的に増加したことにより、城下は交易と漁業によって栄えました。

現在では、全国屈指の水産都市として、また、北東北随一の工業都市として発展を遂げ、中核都市に成長しました。

また、流域の産業は馬淵川下流域では水産業が盛んで全国有数の水揚げ実績を保持しているとともに臨海工業地帯での出荷額が増加しています。浅水川上流域では森林資源を利用した林業と農業が主体で野菜栽培が盛んとなっており、浅水川中流域でも野菜栽培中心となっている一方で、馬産地としての牧場も多く存在しています。

(3) 文化財

圏域内には、縄文時代の遺跡が数多く分布しており、数千年前から馬淵川を中心に入々が生活を営んでいたことがうかがわれます。また、豊作祈願祭りのえんぶり（国指定重要無形民俗文化財）に代表される郷土芸能や根城跡（国指定史跡）など歴史的文化財が多く見られます。

＜馬淵川水系（八戸圏域）の文化財 1/2＞

青字：圏域内
黒字：無形文化財

| 市町村 | 八戸市 | 種別 | 名称 | 指定 | 国中番号 |
|-----|-----------|-----------|--------------------------------|----|------|
| 八戸市 | 重要文化財 | 工芸品 | 赤糸威建敷 弔、大袖付 | 国 | 1 |
| | | 工芸品 | 白糸威建敷 弔、大袖付 | 国 | 2 |
| | | 考古資料 | 土偶（青森県八戸市風張遺跡出土） | 国 | 91 |
| | | 建造物 | 清水寺観音堂 | 国 | 3 |
| | | 重要文化財 | 徳引八幡宮本殿、旧拝殿、末社神明宮本殿、末社春日社本殿、南門 | 国 | 4 |
| | | 工芸品 | 紫糸威肩白速重留置、大袖付 | 国 | 5 |
| | | 考古資料 | 唐櫃入白糸威肩赤袖弔、大袖付 | 国 | 6 |
| | | 考古資料 | 唐櫃入白糸威肩赤袖二枚付 | 国 | 7 |
| | | 考古資料 | 青森県馬淵川遺跡出土品 | 国 | 8 |
| | | 考古資料 | 青森県馬淵川遺跡出土品 | 国 | 9 |
| 八戸市 | 重要無形民俗文化財 | 重要無形民俗文化財 | えんぶり | 国 | 10 |
| | | 重要無形民俗文化財 | 八戸のえんぶり | 国 | 11 |
| | | 史跡 | 八戸三社文祭りの山車行事 | 国 | 12 |
| | | 史跡 | 根城跡 | 国 | 13 |
| | | 史跡 | 渡川古御代遺跡 | 国 | 14 |
| | | 史跡 | 長七谷古墳群 | 国 | 15 |
| | | 史跡 | 丹後平古墳群 | 国 | 16 |
| | | 史跡 | 種差海岸 | 国 | 17 |
| | | 史跡 | 鶴巻のまご繁地 | 国 | 18 |
| | | 史跡 | 八戸城角御殿裏門 | 国 | 19 |
| 八戸市 | 重要無形民俗文化財 | 建造物 | 八戸城角御殿裏門 | 国 | 20 |
| | | 建造物 | 新羅神社本殿、拝殿 | 国 | 21 |
| | | 建造物 | 旧八戸小学講堂 | 国 | 22 |
| | | 建造物 | 旧大慈寺（松瀬）山門 | 国 | 23 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 24 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 25 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 26 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 27 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 28 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 29 |
| 八戸市 | 重要無形民俗文化財 | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 30 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 31 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 32 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 33 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 34 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 35 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 36 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 37 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 38 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 39 |
| 八戸市 | 重要無形民俗文化財 | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 40 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 41 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 42 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 43 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 44 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 45 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 46 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 47 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 48 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 49 |
| 八戸市 | 重要無形民俗文化財 | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 50 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 51 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 52 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 53 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 54 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 55 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 56 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 57 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 58 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 59 |
| 八戸市 | 重要無形民俗文化財 | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 60 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 61 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 62 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 63 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 64 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 65 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 66 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 67 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 68 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 69 |
| 八戸市 | 重要無形民俗文化財 | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 70 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 71 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 72 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 73 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 74 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 75 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 76 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 77 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 78 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 79 |
| 八戸市 | 重要無形民俗文化財 | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 80 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 81 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 82 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 83 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 84 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 85 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 86 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 87 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 88 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 89 |
| 八戸市 | 重要無形民俗文化財 | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 90 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 91 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 92 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 93 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 94 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 95 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 96 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 97 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 98 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 99 |
| 八戸市 | 重要無形民俗文化財 | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 100 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 101 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 102 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 103 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 104 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 105 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 106 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 107 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 108 |
| | | 建造物 | 興 舞楽堂 | 国 | 109 |

＜馬淵川水系（八戸圏域）の文化財 2/2＞

青字：圏域内
黒字：無形文化財

| 市町村 | 八戸市 | 種別 | 名称 | 指定 | 国中番号 |
|-----|-----------|-----|--------|----|------|
| 八戸市 | 重要無形民俗文化財 | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 102 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 103 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 104 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 105 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 106 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 107 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 108 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 109 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 110 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 111 |
| 八戸市 | 重要無形民俗文化財 | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 112 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 113 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 114 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 115 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 116 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 117 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 118 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 119 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 120 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 121 |
| 八戸市 | 重要無形民俗文化財 | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 122 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 123 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 124 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 125 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 126 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 127 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 128 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 129 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 130 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 131 |
| 八戸市 | 重要無形民俗文化財 | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 132 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 133 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 134 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 135 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 136 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 137 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 138 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 139 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 140 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 141 |
| 八戸市 | 重要無形民俗文化財 | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 142 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 143 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 144 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 145 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 146 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 147 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 148 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 149 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 150 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 151 |
| 八戸市 | 重要無形民俗文化財 | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 152 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 153 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 154 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 155 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 156 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 157 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 158 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 159 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 160 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 161 |
| 八戸市 | 重要無形民俗文化財 | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 162 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 163 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 164 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 165 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 166 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 167 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 168 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 169 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 170 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 171 |
| 八戸市 | 重要無形民俗文化財 | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 172 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 173 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 174 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 175 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 176 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 177 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 178 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 179 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 180 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 181 |
| 八戸市 | 重要無形民俗文化財 | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 182 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 183 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 184 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 185 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 186 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 187 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 188 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 189 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 190 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 191 |
| 八戸市 | 重要無形民俗文化財 | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 192 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 193 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 194 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 195 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 196 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 197 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 198 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 199 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 200 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 201 |
| 八戸市 | 重要無形民俗文化財 | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 202 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 203 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 204 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 205 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 206 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 207 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 208 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 209 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 210 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 211 |
| 八戸市 | 重要無形民俗文化財 | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 212 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 213 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 214 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 215 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 216 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 217 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 218 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 219 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 220 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 221 |
| 八戸市 | 重要無形民俗文化財 | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 222 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 223 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 224 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 225 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 226 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 227 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 228 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 229 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 230 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 231 |
| 八戸市 | 重要無形民俗文化財 | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 232 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 233 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 234 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 235 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 236 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 237 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 238 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 239 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 240 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 241 |
| 八戸市 | 重要無形民俗文化財 | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 242 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 243 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 244 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 245 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 246 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 247 |
| | | 建造物 | 八戸通達西蔵 | 国 | 248 |
| | | 建造物 | 八戸 | | |



<文化財の分布>

2.3 治水の現状と課題

2.3.1 主な洪水被害

戦後の代表洪水は昭和41年6月洪水、昭和61年8月、平成2年9月、平成11年10月洪水等であり、その被害状況は次のとおりです。特に、近年においては、平成11年洪水をはじめとして、平成14年、平成16年、平成18年、平成23年、平成25年と大規模な洪水被害が頻発しています。

<馬淵川の代表的洪水被害状況>

| 洪水発生年月 | 原因 | 被害額 (千円) | 浸水面積(ha) | | 家屋被害(戸) | | | |
|----------|-----------|-------------|----------|----------|---------|-----|-----|------|
| | | | 農地 | 宅地 | 床下 | 床上 | 半壊 | 全壊流失 |
| 昭和41年6月 | 台風第4号 | 125,808 | 731.16 | 0.12 | 4 | 0 | 0 | 0 |
| 昭和42年9月 | 台風第22・27号 | 895,614 | 2,123.00 | 1,084.00 | 1,797 | 0 | 394 | 7 |
| 昭和61年8月 | 台風第10号 | 2,790,794 | 428.82 | 2.08 | 59 | 12 | 0 | 0 |
| 平成2年9月 | 台風第19号 | 2,118,876 | 172.15 | 7.92 | 99 | 62 | 0 | 0 |
| 平成5年7月 | 台風第4号 | 3,188,970 | 573.29 | 64.90 | 130 | 29 | 0 | 0 |
| 平成11年10月 | 集中豪雨 | 9,030,936 | 415.26 | 268.61 | 356 | 393 | 3 | 7 |
| 平成14年7月 | 台風第6号 | 295,479 | 327.30 | 4.65 | 69 | 34 | 0 | 0 |
| 平成16年9月 | 集中豪雨 | 853,695 | 453.82 | 68.61 | 98 | 88 | 0 | 0 |
| 平成18年10月 | 集中豪雨 | 719,551 | 304.27 | 126.25 | 180 | 123 | 0 | 0 |
| 平成23年9月 | 台風第15号 | - | 490 | - | 85 | 185 | 0 | 0 |
| 平成25年9月 | 台風第18号 | - | 471 | - | 86 | 103 | 74 | 0 |

※平成23年以降は、青森県資料により整理

[出典：水害統計]



H11.10 洪水



H11.10 洪水

浅水川 八戸市三条目地区

剣吉川 名川町剣吉地区



H16.9 洪水



H16.9 洪水

馬淵川 南部町虎渡地区

熊原川 三戸町関根川原地区



H23.9 洪水



H23.9 洪水

馬淵川 南部町大向地区

馬淵川 南部町門前地区



H25.9 洪水



H25.9 洪水

馬淵川 南部町駅前地区

熊原川 三戸町関根川原地区

2.3.2 治水の沿革

馬淵川は、明治43年に直轄河川に加えられ、昭和12年から改修工事で着手されました。昭和14年には、馬淵川河口を新井田川と分離する放水路事業が始まり、その工事は第二次大戦により中断しましたが、昭和22年8月洪水を契機に再開され、昭和30年に完成しています。この放水路事業によって、馬淵川と新井田川は完全に分離され、別水系となりました。

昭和42年の一級河川の指定に伴い、縮引橋から河口までの10km区間が国直轄管理下におかれることになり、翌昭和43年2月に剣吉地点の計画高水流量^{*}を2,700m³/sとする工事実施基本計画が策定され、その後、流域の社会的、経済的發展に鑑み、平成3年に大橋地点において基本高水のピーク流量^{*}を3,500m³/sとし、このうち上流ダム群及び遊水地により800m³/sを調節して、計画高水流量を2,700m³/sとする計画に改定されました。

平成9年には河川法が改正され、目的に「河川環境の整備と保全」が新たに加わり、「治水・利水・環境」の総合的な河川整備の推進を図ることとなりました。改正河川法では、従来の工事実施基本計画で定めている内容を、河川整備の基本となるべき方針に関する事項（河川整備基本方針）と河川整備に関する事項（河川整備計画）に区分し、後者については、より具体的な川づくりが明らかになるようにするとともに、地域の意見を反映する手続きが新たに導入されました。

これを受け、馬淵川水系では、平成15年10月に青森県管理区間を対象とした『馬淵川水系（八戸圏域）河川整備計画』が、平成19年7月に馬淵川水系全体の将来像を示した『馬淵川水系河川整備基本方針』が策定されました。その後、平成22年1月に国管理区間を対象とした『馬淵川水系河川整備計画〔国管理区間〕』が策定され、平成22年6月に『馬淵川水系河川整備計画（指定区間：八戸圏域）』が変更されています。

河川整備基本方針では、平成3年の工事実施基本計画改定以降における社会的状況の変化や洪水の発生状況に鑑み、大橋地点において基本高水のピーク流量を3,500m³/sとし、このうち流域内の洪水調節施設により300m³/sを調節して、計画高水流量が3,200m³/sとなっています。

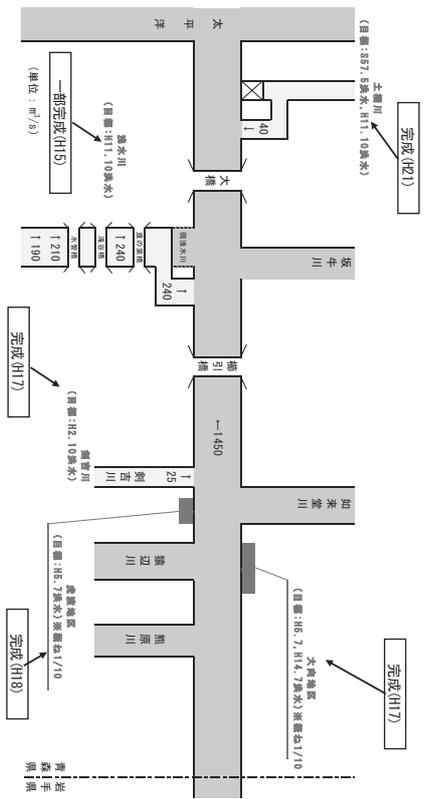
| 【治水計画の変遷】 | | | |
|-------------------------------|------------------------|--|--------------------------------|
| 昭和10年 | 馬淵川改修計画 | (計画高水流量 本川1,500m ³ /s) | 新井田川 500 m ³ /s) |
| 昭和14年 | 第1次改訂計画 | (計画高水流量 本川1,500m ³ /s) | 新井田川 500 m ³ /s) |
| ※放水路開削により馬淵川と新井田川を完全分離する計画に変更 | | | |
| 昭和15年 | 第2次改訂計画 | (計画高水流量 本川2,250m ³ /s) | |
| 昭和23年 | 第3次改訂計画 | (計画高水流量 本川2,700m ³ /s) | |
| 昭和43年 | 工事実施基本計画 | (計画高水流量 本川2,700m ³ /s) | |
| 平成3年3月 | 工事実施基本計画 改定 | (計画高水流量 剣吉地点 2,700m ³ /s) | |
| 平成15年10月 | 馬淵川水系（八戸圏域）河川整備計画 | (基本高水のピーク流量 大橋地点 3,500m ³ /s、 | 計画高水流量 2,700m ³ /s) |
| 平成19年7月 | 馬淵川水系河川整備基本方針 | (基本高水のピーク流量 大橋地点 3,500m ³ /s、 | 計画高水流量 3,200m ³ /s) |
| 平成22年1月 | 馬淵川水系河川整備計画〔国管理区間〕 | | |
| 平成22年6月 | 馬淵川水系河川整備計画（指定区間：八戸圏域） | | ※変更 |

※計画高水流量：計画で対象とした洪水に対し、ダム等の洪水調節を見込み河道で処理する流量
 ※基本高水のピーク流量：計画で対象とした洪水に対し、ダム等の洪水調節が無い場合の流量

2.3.3 平成15年10月策定 馬淵川水系（八戸圏域）河川整備計画の実施状況

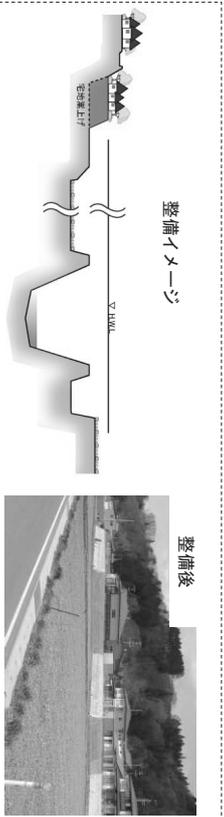
馬淵川本川では、昭和61年8月洪水、平成5年7月洪水、平成14年7月洪水により大きな浸水被害を受け、支川の土橋川や浅水川、剣吉川も毎年のように大きな被害を受けている状況にあります。

このような浸水被害を防止するため、平成15年10月に馬淵川水系（八戸圏域）河川整備計画が策定され、その実施により、馬淵川本川では家屋に対して概ね10年に1度発生する規模の洪水に対する安全度が確保され、支川については浅水川の一部を残し、すべて工事が完了しています。

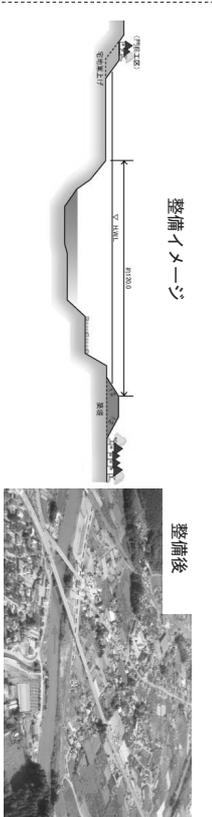


| 河川名 | 施工場所 施工区間 | 施工 延長 | 施工 内容 | 実施 状況 |
|-----|----------------|----------|-------------|----------|
| 馬淵川 | 南部町(旧名川町) 虎渡地区 | 1.1 ha | 宅地高上げ | H18年完成 |
| | 南部町大向地区 | 0.63 km | 築堤 | H17年完成 |
| 土橋川 | 馬淵川合流点～次里下地点 | 2.23 km | 放水路 河道拡幅 | H21年完成 |
| 浅水川 | 馬淵川合流点～渡の葉橋 | 2.81 km | 放水路 | H14年完成 |
| | 渡の葉橋～滝谷橋上流水管橋 | 4.37 km | 河道拡幅 築堤 | H15年完成 |
| 剣吉川 | 滝谷橋上流水管橋～神明橋 | 4.23 km | 河道拡幅 | 実施中 |
| | 鉄道橋～人家連担部最上流点 | 0.18 km | 河道拡幅 築堤 | H17年完成 |

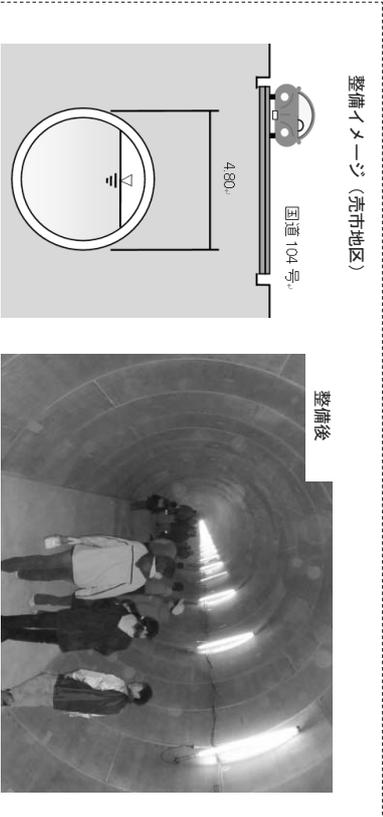
<H15.10 策定 馬淵川水系（八戸圏域）河川整備計画の目標流量と実施状況>



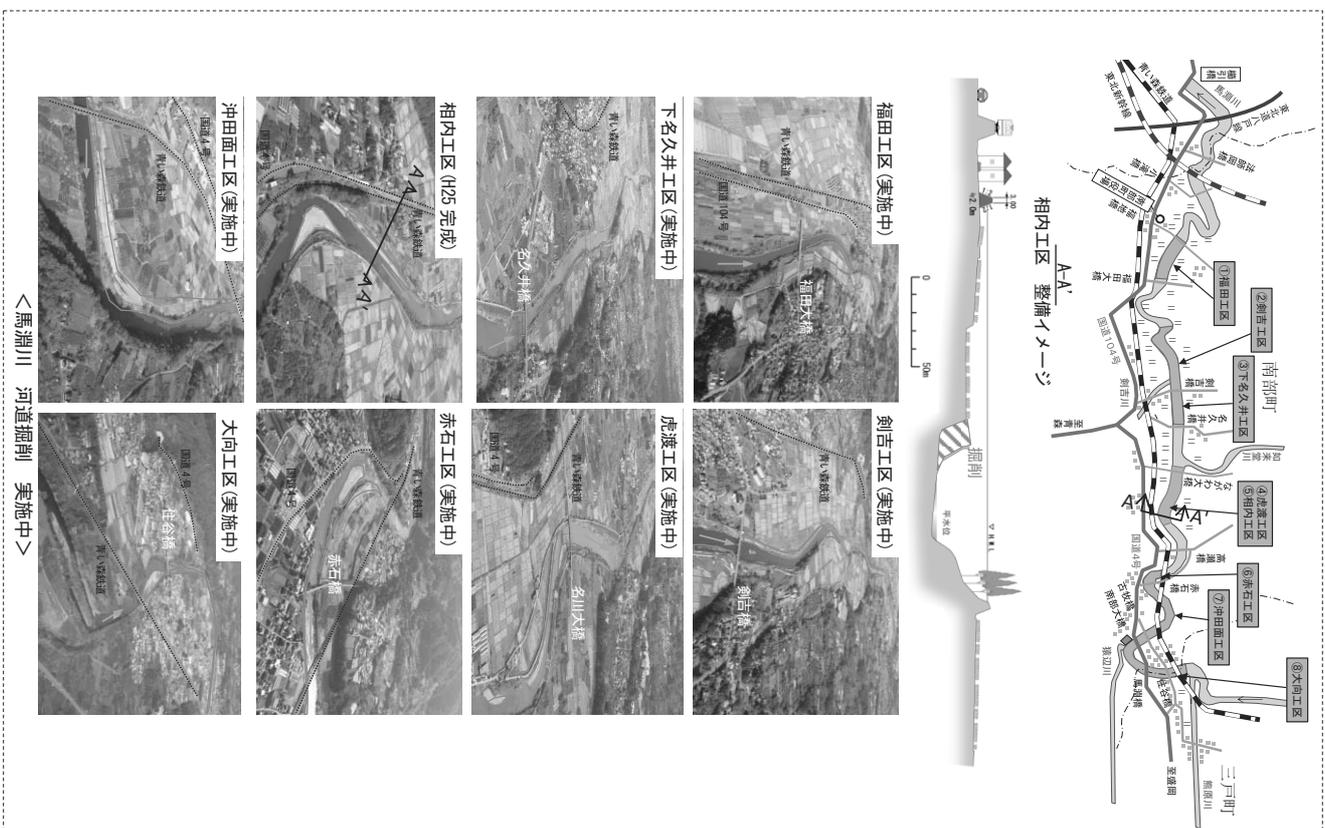
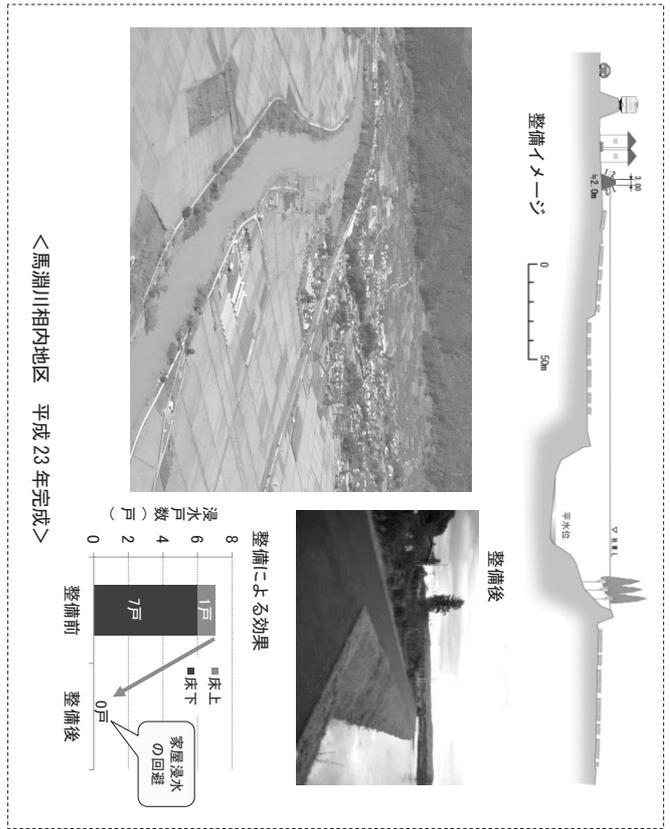
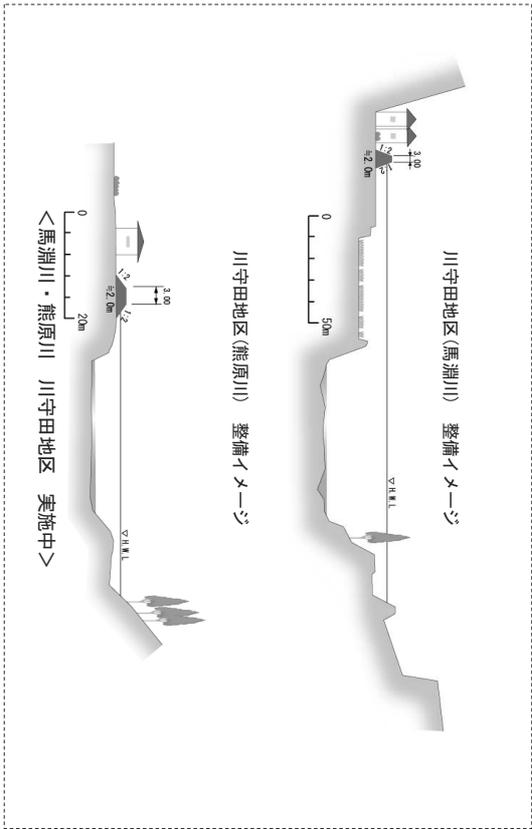
<馬淵川虎渡地区 平成18年完成>



<馬淵川大向地区 平成17年完成>



<土橋川 平成21年完成>



2.3.5 治水の現状

県管理区間においては、治水安全度の向上が図られてつつあるものの、いまだ家屋の浸水被害が発生し、治水対策が十分な状況にあるとはいえず、平成23年9月、平成25年9月に大規模な洪水が発生しました。

また、川沿いの農地は毎年のように浸水被害を被っている状況にあります。

＜既定計画の目標流量とH23.9洪水及びH25.9洪水の実績流量＞

| 既定計画の目標流量 | 樋引地点（基準点） | 剣吉地点 |
|------------------------|-------------------------|-------------------------|
| H23.9洪水 実績流量 (注1) | 1,750 m ³ /s | — |
| H25.9洪水 実績流量 (注1) (注2) | 1,610 m ³ /s | 1,620 m ³ /s |
| | 1,390 m ³ /s | 1,550 m ³ /s |

(注1) 実績流量は10m³/sラウンドで四捨五入
(注2) H25.9洪水 実績流量は速報値

2.3.6 治水の課題

馬淵川においては、平成15年10月に策定した河川整備計画の実施により、家屋については概ね10年に1度発生する洪水に対する安全性が確保されました。その後、平成22年6月に変更した河川整備計画に基づいて、家屋に対して概ね20年に1度発生する洪水に対する治水安全度を目標として整備を進めています。特に、浸水被害を被った家屋に対しては早急な治水対策を実施する必要があります。

また、家屋に加え、地域住民の生活基盤となる農地についても浸水被害を軽減するための整備が必要となります。

馬淵川中流部の整備に当たっては、下流部（直轄管理区間）との間に狹窄部（樋引橋付近～福地橋付近）を有する地形的な特徴があることから、中流部だけでなく、下流部（直轄管理区間）の河川整備の進捗や上下流の安全度のバランスに配慮しつつ、地域特性にあつた効果的、段階的な整備が求められています。

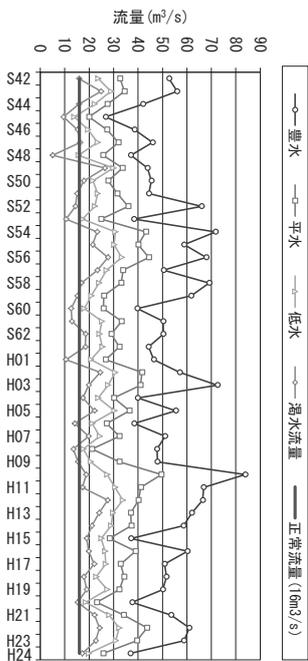
2.4 水利用の現状と課題

2.4.1 水利用の現況

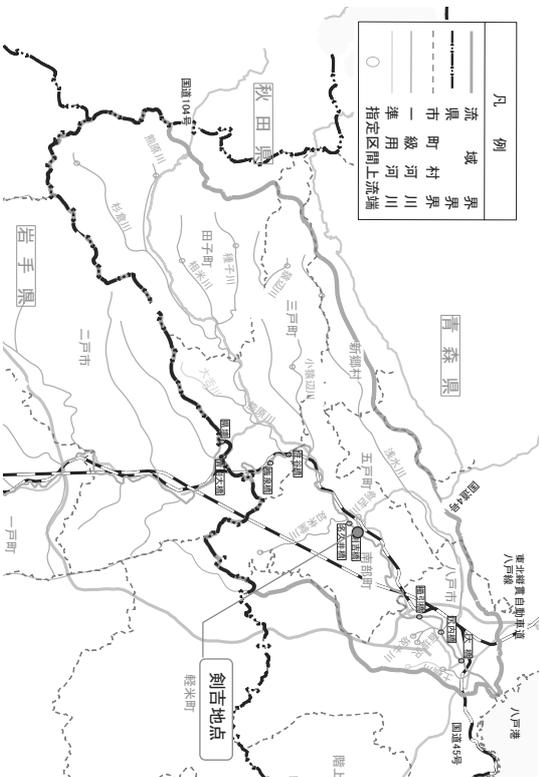
馬淵川の剣吉地点における昭和42年から平成24年までの流量データによると平均濁水流量は18.31m³/sとなっており、3年に1回の割合で濁水流量が正常流量（流水の正常な機能の維持のために必要な流量）を下回っています。

＜剣吉地点の平均流量＞

| 地点名 | 流域面積 (km ²) | 豊水流量 (m ³ /s) | 平水流量 (m ³ /s) | 低水流量 (m ³ /s) | 濁水流量 (m ³ /s) | 統計期間 |
|-----|-------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|----------------|
| 剣吉 | 1,751.1 | 52.04 | 33.08 | 24.92 | 18.31 | S42～H24 (46ヵ年) |



＜剣吉地点 流況の経年変化＞

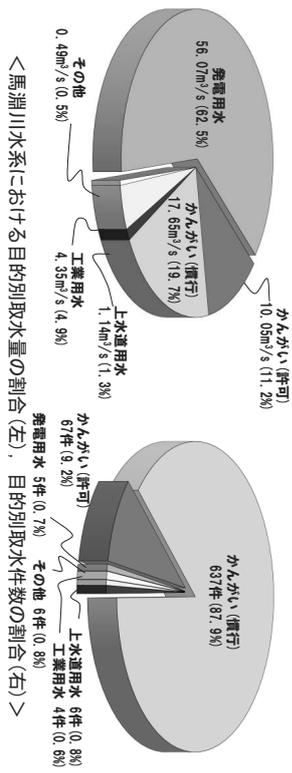


流域内の水利用としては、約 6,500ha に及ぶ耕地のかんがい、総最大出力約 6,960kW の発電用水として利用されているほか、河口に位置する八戸市の経済・産業の発展に伴い、水道・工業用水などの都市用水としても利用されています。

＜馬淵川水系の水利用権一覧＞

| 水利用目的 | かんがい面積(ha) | 取水量 (m ³ /s) | 件数 | 備考 |
|-------|------------|-------------------------|--------|--------|
| かんがい | 許可 | 6,513.0 | 27,696 | 704 |
| | 慣行 | 3,809.5 | 10,049 | 67 |
| 上水道 | | 2,703.5 | 17,647 | 637 |
| 工業用水 | | 1,135 | 1,352 | 6 |
| その他 | | 0,485 | 4 | 4 |
| 発電 | | 56,070 | 6 | 6 |
| | | | | 最大取水量 |
| | | | | 56,070 |

【出典：青森県資料】



＜馬淵川水系における目的別取水量の割合(左)、目的別取水件数の割合(右)＞

2.4.2 水利用の課題

昭和 48 年の渇水時には、農業用水が不足となり水田での亀裂が生じたほか、八戸市で 1 万戸が断水するなど大きな被害が発生しました。

近年においては深刻な渇水被害は発生していないものの、3 年に 1 回の割合で渇水流量が正常流量を下回っている状況であり、水不足への影響が懸念されます。

馬淵川は、かんがい用水や発電用水、水道用水など様々な利用されていることから、河川流量の安定した確保が必要となります。



【出典：テリーー東北 (S48.7.17)】

2.5 河川環境の現状と課題

2.5.1 自然環境

青岩橋から櫛引橋までの馬淵川中流部は大半が原始河川状となっており、大きな蛇行も見られ、蛇行の水衝部には淵が形成され、瀬やトロ場なども処々に見られます。ここでは、アブラハヤやドジョウ等の純淡水魚に加え、アユやサケ、ウツセミカジカ (カジカ小卵型) をはじめとする回遊魚が生息し、アユとサケの産卵床も確認されています。



＜馬淵川中流部の様子＞

圏域内の貴重種としては、タコノアジなどの植物や、オシドリやセグロセキレイ、カワウ、オオダカ、ハヤブサ、ヤブセミなどの鳥類、ギバチやハナカジカ、ウツセミカジカ、スナヤツメ、タナゴ、メダカなどの魚類のほか、数多く確認されています。

特に、ギバチは青森県内では生息域が馬淵川水系の中流域に限られている貴重な魚類です。

※貴重種：環境省レッドリストや青森県レッドリストに記載されている絶滅のおそれのある種



＜ギバチ＞ 【撮影：向山 満 氏】

圏域内の河川を生育・生息の場とする多様な動植物は、瀬や淵、水際の植生など、多様な河川形状と密接な関係にあることから、現在の河川環境を保全していくことが必要です。

また、河川環境に関連する条例として「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」が制定されており、これに基づいた『馬淵川流域保全計画』が平成 20 年 3 月に策定されています。今後は、当該計画に基づき、ふるさとの森と川と海ができる限り自然の状態で維持されることを基本として、河川環境の保全に努める必要があります。

2.5.3 景観

圏域内では名久井岳周辺が県立自然公園に指定され、馬淵川から望む名久井岳は雄大な景観を呈しています。また、田子山地のみるくの滝や馬淵川目時の穿入蛇行河川、白萩平の火山性高原や南西部の山地も多くみられるトコノ森・雷針森などの非火山性の孤峰が、それぞれ地域特有の自然景観を構成しています。

今後もこれらの豊かな景観を保全していく必要があります。



＜馬淵川から望む霊峰名久井岳＞

2.5.4 河川利用・地域との連携

沿川の河川空間利用としては、平成4年4月に供用を開始した「ふれあい公園」(福地橋付近)や昭和59年4月に供用を開始した「すみやの河川公園」等があり、地元自治体のイベント会場としても利用されています。

住民活動としては、南部町等の有志たちによる民間ボランティア「馬淵川を愛する会」が「馬淵川クリーン作戦」として毎年清掃活動を実施しているほか、「川下りを楽しむ会」を開催するなど、地域の交流活性化を目的とした河川利用も行われています。

また、「馬淵川さけ・ます増殖漁業協同組合」では、地元小学校児童を対象にサケの稚魚放流体験や採卵体験を実施し、環境学習の場としても利用されています。

このほかにも圏域内では、民間団体・ボランティア等による数多くの河川利用があることから、今後も引き続き、住民の利活用の場の整備・維持・保全を図る必要があります。また、河川に関する情報を、地域住民、教育関係者、各種団体等幅広く共有し、住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を推進するとともに、防災学習、河川の利便に関する安全教育、環境教育等の充実を図る必要があります。



＜ふれあい公園内施設の利用状況＞



＜「馬淵川を愛する会」による「馬淵川クリーン作戦」の様子＞

3 河川整備計画の目標に関する事項

3.1 洪水による災害発生防止又は軽減に関する目標

3.1.1 整備の目標

本計画は平成19年7月に策定された馬淵川水系河川整備基本方針に対する段階的な整備目標を定めるものであり、下流部と中流部の地形的特徴や過去の洪水氾濫状況及び整備状況を踏まえ、治水安全度のバランスに配慮し、各河川について次のとおり目標を設定します。

(1) 馬淵川

馬淵川では、平成22年6月に河川整備計画を変更し、『20年に1度発生する洪水(簡引地点 1,750 m³/s)が発生しても、外水のはん濫による家屋の浸水被害を防止する』ことを目標として整備を進めてきました。

平成23年9月や平成25年9月に大規模な洪水が発生したものの、現行の河川整備計画の目標流量を下回っていることから、本計画でも引き続き『20年に1度発生する洪水(簡引地点 1,750 m³/s)が発生しても、外水のはん濫による家屋の浸水被害を防止する』ことを目標とします。

また、毎年のように浸水被害を被っている中流部の大規模な農地についても、『冠水頻度を軽減し被害の軽減に努める』ことを目標とします。

(2) 浅水川

浅水川では、平成15年10月に策定した整備計画に基づき整備を実施中です。

本計画でも、引き続き、『平成11年10月洪水と同規模の洪水が発生しても、外水のはん濫による浸水被害を防止する』ことを目標とします。

(3) 熊原川

熊原川では、平成25年9月洪水で家屋の浸水被害が発生しました。これを踏まえ、平成25年9月洪水と同規模である『概ね20年に1度発生する洪水が発生しても、外水のはん濫による浸水被害を防止する』ことを目標とします。

3.1.2 整備の目標流量

目標を達成するため、各河川において次のとおり整備計画の目標流量を設定します。

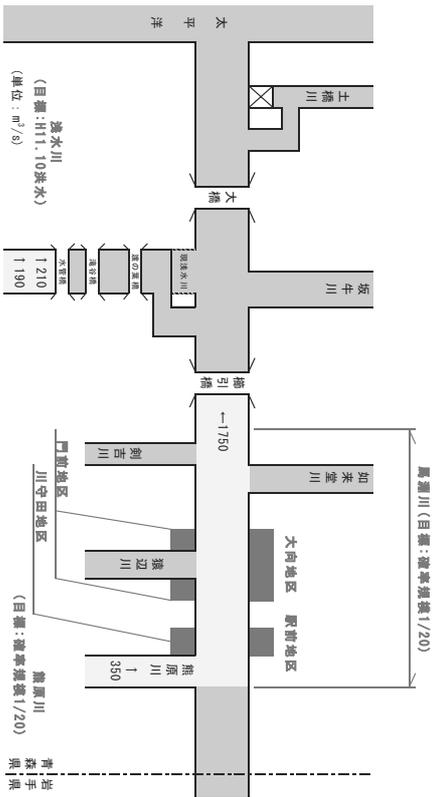
＜各河川における整備計画の目標流量＞

| 河川名 | 地点名 | 地先名など | 整備計画目標流量 |
|-----|----------|----------|--|
| 馬淵川 | 櫛引橋 | 八戸市大字櫛引 | 家屋 1,750m ³ /s (注1) 農地 920m ³ /s (注2) |
| 浅水川 | 滝谷橋上流水管橋 | 八戸市大字豊崎町 | 210 m ³ /s (注3) |
| 熊原川 | 川原橋 | 三戸町大字川守田 | 350 m ³ /s (注3) |

(注1) 20年に1度発生する洪水規模に相当(河道はまん濫した状態)。

(注2) 3年に1度発生する洪水規模に相当。

(注3) 20年に1度発生する洪水規模に相当。



＜整備計画目標流量配分図＞

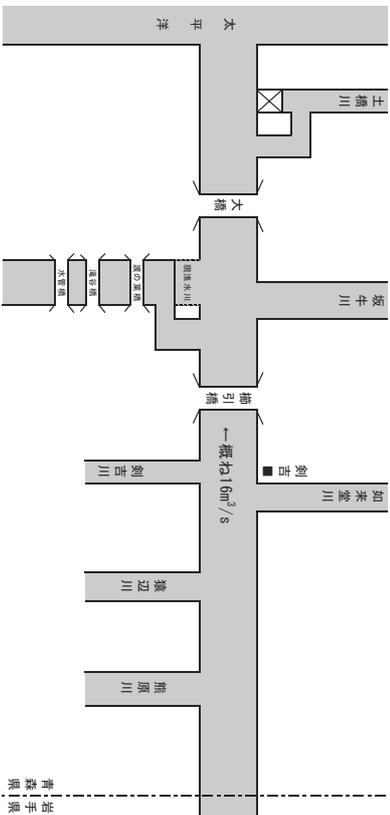
3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能維持に関する目標

河川水の利用に関しては、限りある水資源の有効利用を図るため、水利利用の合理化を進め、より適正な水利用が図られるように努めます。

また、広域的かつ合理的な水利利用の促進を図るなどの対策により、馬淵川水系河川整備基本方針にて定められた流水の正常な機能維持するために必要な流量の確保に努めます。

＜流水の正常な機能維持するために必要な流量＞

| 基準地点 | 地先 | 流量 |
|------|----------|------------------------|
| 剣吉 | 三戸郡南部町剣吉 | 概ね16 m ³ /s |



＜流水の正常な機能維持するために必要な流量＞

3.3 河川環境の整備と保全に関する目標

3.3.1 動植物の生息・生育環境の保全

圏域内の河川を生息・生育の場とする多様な動植物は、瀬や淵、水際の植生など、多様な河川形状と密接な関係にあります。例えば、貴重種であるギボウシの生息環境を維持するためには、良好な水質の維持に加え、馬淵川中流域によく見られる淵の保全や、稚魚・幼魚の生息場所となる抽水植物が茂る岸辺を保全することが重要となります。よって、河川の整備に際しては本来有している自然環境を尊重し、護岸整備は必要最小限にするなど、多様な動植物の生息・生育環境の保全に努めます。

3.3.2 水質の保全

馬淵川、浅水川、熊原川の計7地点で実施されている水質観測結果は、近年、いずれも環境基準値を満たしています。今後とも健全な水循環系を構築するという観点から、国、市町村等の関係機関や流域住民との連携を図り、流域全体で水質の保全を目指した取り組みを進めます。

3.3.3 良好な景観の保全

源流、中流部の峡谷、河口部周辺の平野など、源流から河口部まで多様な姿を見せる馬淵川の流れと調和した河川景観の保全を図り、河川の持つ優れた景観資源としての価値を活かすよう努めます。

また、景観を損なうゴミの不法投棄を防止するなど河岸景観の維持・形成に努めるとともに、河川工事による景観変化を極力小さくするように努めます。

3.3.4 人と河川との豊かなふれあいの場の確保

河川の持つ豊かな自然をより身近なものとし、積極的に河川と触れ合い、自然体験学習の場となるよう、自然環境及び親水性に配慮した川づくりを努めるとともに、河川を安全に利用するための啓発活動に努めます。

また、馬淵川や流域における歴史・風土・文化に関する様々な情報の収集・共有化に努め、次の世代へ伝えるよう多様な情報手段を通じて啓発活動を推進し、川の文化育成に努めます。

4 河川の整備の実施に関する事項

4.1 河川工事の目的、種類及び施行場所並びに当該工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要

河道掘削など河川整備における調査、計画、設計、施工などの実施にあたっては、地域住民の意見を聴きながら、河川全体の自然の営みや歴史・文化との調和にも配慮し、馬淵川が本来有している動植物の生息・生育環境及び河川景観を保全・創出する多自然川づくりを基本として行います。

また、青森県「ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」を踏まえ、動植物が生息・生育できる自然環境の保全に配慮しながら河川整備に取り組みます。

4.1.1 洪水による災害発生防止又は軽減に関する事項

流下断面を拡大することで洪水時の水位を低下させ、浸水被害の防止、軽減を図ることを目的として、下記の場所において河道掘削・輪中堤整備等による河川改修を行います。

なお、護岸の設置については、河岸や堤防の欠損を防ぐために必要な範囲にのみ設置することとし、構造についても、魚類の生息環境や早期に植生が回復するなど自然環境に配慮したタイプの護岸を採用します。

また、工事の実施にあたっては、濁水の流出防止等、環境に配慮します。

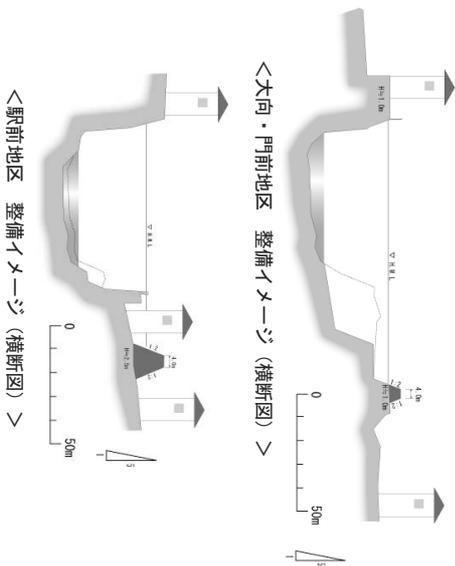
＜河川工事の施行場所＞

| 河川名 | 施行場所及び施工区間 | 施工延長 | 施工内容 |
|-----|-----------------|--------|-----------|
| 馬淵川 | 三戸町川守田地区(馬淵川) | 0.2km | 輪中堤整備 |
| | 三戸町川守田地区(熊原川) | 0.8km | 輪中堤整備 |
| | 南部町苦米地～三戸町川守田地内 | 17.0km | 河道掘削 |
| | 南部町大向地区 | 0.6km | 完成堤化 |
| | 南部町駅前地区 | 0.5km | 堤防新設 |
| | 南部町門前地区 | 0.5km | 堤防新設 |
| 浅水川 | 滝谷橋上流水管橋～神明橋 | 4.2km | 河道拡幅 |
| 熊原川 | 馬淵川合流点～三戸町川守田地内 | 3.1km | 河道拡幅、堤防新設 |

※施工延長は今後の詳細設計を経て決定するものであり、変更する場合があります。

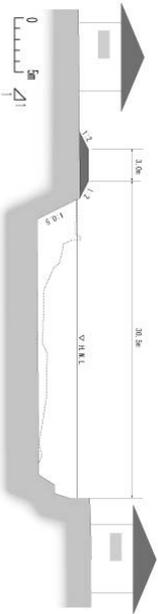
(4) 馬淵川 完成堤化、堤防新設

現在、計画上の余裕高が確保されていない大向地区において、完成堤化を図ります。同様に、計画上の余裕高が確保されていない駅前地区、駅前地区において、堤防を新設します。



(5) 熊原川 河道拡幅、堤防新設

熊原川については、20年に1度発生する洪水が発生しても、外水のはん濫による浸水被害を防止するため、現況河道の拡幅を行うとともに、堤防を新設します。河道拡幅の実施にあたっては、周辺の自然環境及び景観に配慮した横断形状とします。



4.1.2 馬淵川の総合的な治水対策の推進

家屋の浸水被害や農地の大規模な浸水被害が発生した平成18年10月洪水を契機として、沿川市町・県・国の関係機関が連携し、総合的な治水対策について検討する「馬淵川の総合的な治水対策協議会」が平成18年11月に設置されました。この協議会において策定された緊急的な治水対策（ハード・ソフト）を関係機関と連携の上、着実に実施します。



H18.10 洪水

＜馬淵川中流部の浸水状況＞

＜整備イメージ (横断面図)＞

4.1.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

(1) 水利用の合理化

近年、渇水被害が発生していないものの、今後も水不足の発生が懸念されることから、水不足発生時の対応として、水利用者と連携した取水調整などにより水利用の合理化を図ります。

(2) 正常流量の確保に向けた対応

馬淵川の流水の正常な機能を維持するための流量（正常流量）は、剣吉地点において連年概ね 16m³/s としています。しかし、本整備計画では新規水源開発を行わないことから、正常流量の確保が困難となった渇水時には、関係機関等との連携を図りながら流水の適正な管理に努めます。

4.1.4 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 良好な河川環境の保全、創造

青森県では「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」を制定しています。この条例に基づき、ふるさとの森と川と海ができる限り自然の状態を維持されることを基本として、保全地域の指定等を含んだ「馬淵川流域保全計画」が平成20年3月に策定されました。

当該計画に基づき、下記に示す各種施策を推進します。

＜主な施策＞

○パートナーシップによる連携体制の構築

保全施策の推進に当たっては、流域の視点から地域住民、事業者、民間団体、関係市町村、国及び県が協力して一体的に進めることが必要であることから、馬淵川流域における連携体制の構築を図ります。

○定期的な観察・巡視・調査と適切な管理

保全地域を中心に馬淵川流域の良好な環境を保全するために、定期的な森・川・海の観察・巡視・調査を行い、適切な管理を行います。

○人との積極的な関わり合いの場の活用

関係機関と連携し、環境学習の場等として活用を推進し、森・川・海の保全への理解を育みます。さらに、地元と関係機関の連携による各区域での体験学習等の取り組みを推進し、森・川・海の一体的な保全への理解を深めます。

○特定行為に対する適切な対処

特定行為の届出については、内容的に的確に把握し、適切な指導・勧告を通じて保全上の適切な方向への誘導を図ります。

○あるべき姿に向けた適切な創造の推進

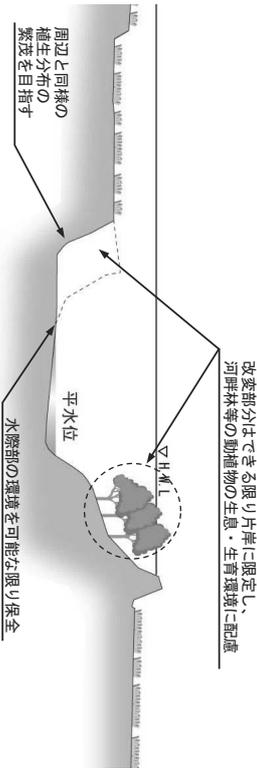
創造施策においては、馬淵川流域の過去を考察し、多様な生物が生息・生育する森と川と海の間を連続可能な状態で次の世代に引き継ぎように取り組みます。

(2) 自然環境に配慮した事業の実施（多自然川づくり）

河川工事の実施に際しては、専門家の意見や地域住民の意見を聴きながら、河川環境の把握に努め、動植物の生息・生育環境に可能な限り配慮するものとし、河道内の植生が回復しやすいうような可能な限り土羽の断面とするほか、水生生物の生息できるように自然の底質を維持します。

河川工事に伴い、既存の堰・頭首工を改築する必要がある場合は、魚類の遡上を妨げないため、魚道を設置します。

なお、工事にあたっては、動植物の生息・生育環境を踏まえ、自然環境への影響が軽減されるよう、その施工時期・施工範囲に配慮します。



＜多自然川づくり イメージ図＞

(3) 水質の保全

圏域内の水質は、近年、環境基準値を満たしていますが、今後も、現在の良好な水質を保全するため、流域における下水道整備を含む生活排水対策等の関連事業や、国、市町村等との連携・調整、住民との連携・協働により、水質保全の啓発を行い、水質汚濁負荷軽減対策等の推進に努めます。

(4) 景観

霊峰名久井岳などと調和した景観の保全や河畔林が存在する水辺空間を保全するため、河川工事による景観の改変を極力少なくするよう努めます。

4.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

4.2.1 河川の維持の基本となるべき事項

馬淵川の維持管理については、河川特性等を考慮し洪水等による災害の防止・軽減、河川の流下能力の維持に努め、多自然川づくりの趣旨に沿って動植物の生息・生育環境への影響を考慮し、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の保全と維持のため、河川の利用者及び関係機関との連携を図りつつ住民の自発的参加のもとに適切な維持管理を行うものとします。

維持管理を適切に行うためには、河川の状態を適切に把握することが必要となります。このため、平常時及び洪水時、洪水後の河川巡視・点検をはじめ、雨量や水位の観測等を継続的・定期的に実施して状況の把握に努めます。

4.2.2 河川の維持の目的、種類

(1) 河道の維持

河川の流下能力の維持のため、阻害となる堆積土砂や草木については、その堆積状況や繁茂状況の把握に努め、必要に応じて適宜これらの除去及び伐採を行うものとします。

実施に際しては自然環境に配慮し生物が生息・生育しやすいう水辺空間の確保を考慮します。

(2) 河川管理施設の維持管理

堤防、護岸、親水施設及び排水樋管等の河川管理施設についての機能維持のため、平時にあっては定期的な河川巡視により、洪水や地震などの際には、速やかに点検を実施することにより、これらの施設について変状の有無を確認し、必要に応じて適宜対策を講じます。また、河川管理施設のコスト削減を図るため、長寿命化計画の策定や、更新時期の平準化に向けた検討を行います。



＜洪水痕跡調査の状況＞
(H18.10洪水)

(3) 河川環境管理の推進

河川環境に関する維持管理については、不法投棄等の防止のため、定期的に河川パトロールを実施するとともに、河川愛護団体や地域住民との情報交換等の相互協力により良好な水環境の保全に努めます。

同様に、良好な河川環境を維持できるよう、流水等の塵芥についても、河川愛護団体や地域住民の協力のもと適切な処理に努めます。

また、外来生物法の対象となる外来種については、必要に応じて地域住民や関係機関等と連携を図り対応します。

4.2.3 危機管理体制の整備・強化

(1) 洪水時の対応

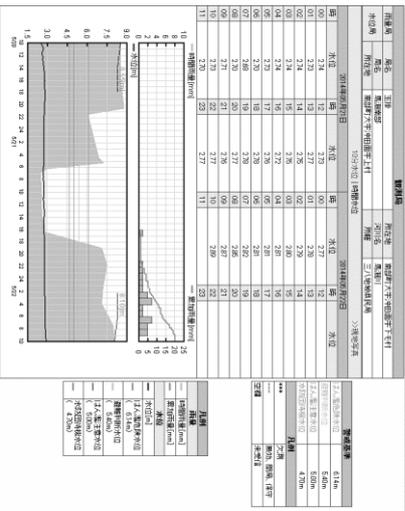
馬淵川水系八戸圏域内の「洪水予報河川」では、洪水予報システムにより水位の状況を予測し、青森地方気象台と共同で洪水予報の迅速な発表を行い、また「水位周知河川」において、水位が避難の一つの目安である「避難判断水位」に達した場合は、地域住民にその周知を行うこととします。

＜馬淵川水系（八戸圏域）における指定状況＞

| 洪水予報河川 | 水位周知河川 |
|--------------------|---|
| 馬淵川（梅泉橋上流端～榊引橋下流端） | 浅水川（大谷地川の合流点～馬淵川への合流点） 熊原川（泉沢の合流点～馬淵川への合流点） 種子川（三戸郡田子町大字田子字川代～熊原川への合流点） |

洪水時・災害時は、迅速な避難行動を支援するため、河川情報（降雨量・水位等）や防災情報（浸水状況・避難情報等）の収集を行い、速やかに関係機関及び地元住民に向けてインターネットや携帯電話による情報提供を行います。

また、洪水の状況をリアルタイムで把握するためにCCTVカメラを設置し、インターネットで情報提供を行っており、今後とも地域からの要望を踏まえながら、危機管理体制の強化を図ります。



4.3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項
4.3.1 上下流及び流域内の関係行政機関との連携

本計画の基本理念に基づき、流域全体の視点から本計画を推進するため、計画対象区間より上流を管理する岩手県、下流を管理する国土交通省、ならびに流域内の各市町村と連携を図ります。

4.3.2 長期的な目標の達成に向けた調査・検討

馬淵川河川整備基本方針の達成に向け、治水・利水・環境に関する必要な施設対策及びソフト対策に関する調査・検討を継続します。

なお、狹窄部（縮引橋付近～福地橋付近）を含む中流部の抜本的な整備については、下流部の整備の進捗状況を考慮した上で、国・県・市町が連携して対応策を検討するものとします。

5 住民参加と地域との連携による川づくり

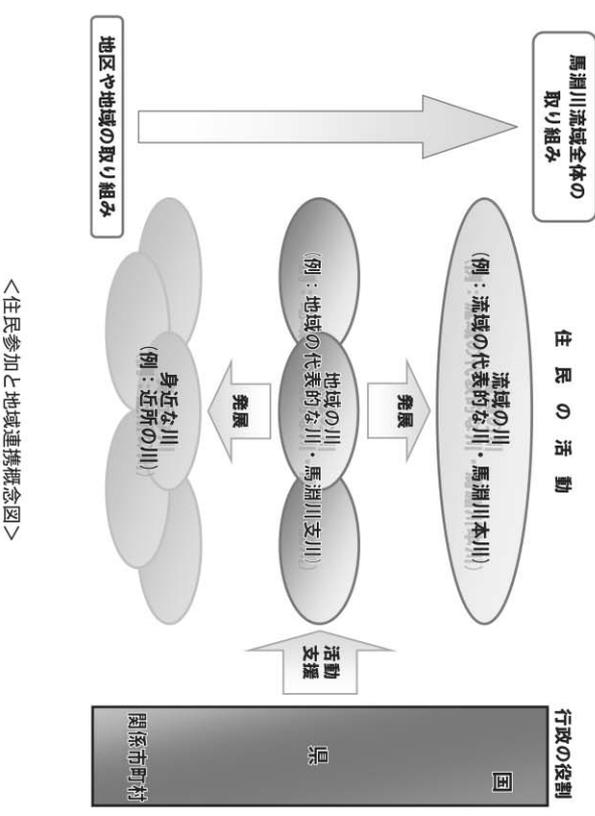
5.1 地域との連携による川づくりの考え方

5.1.1 馬淵川における住民参加と地域連携の考え方

馬淵川における住民参加と地域連携を図るためには、地域住民にとってより親しみやすい身近な川からの取り組みが重要であると考えます。地域住民が川づくりに参加しやすい身近な川での活動を基盤とし、それぞれが連携・協働しながら身近な川から地域の川そして馬淵川全体へと活動が広がることを目指していきます。

また、住民参加にあたっては地域住民が日頃関心を持っている自然環境や水質・レジャー等身近で日常生活に関連したことから取り組んでいくことが必要です。このような取り組みを通じて河川に対する関心と意識を高めていくことで、洪水被害の防止や治水対応等非日常的な事態に対応する住民活動の発展を目指していきます。

また、継続的かつ活発な地域住民の活動をサポートするため、国や関係市町村・関係機関等と連携し、施設の維持管理や各種情報の提供等を図っていきます。



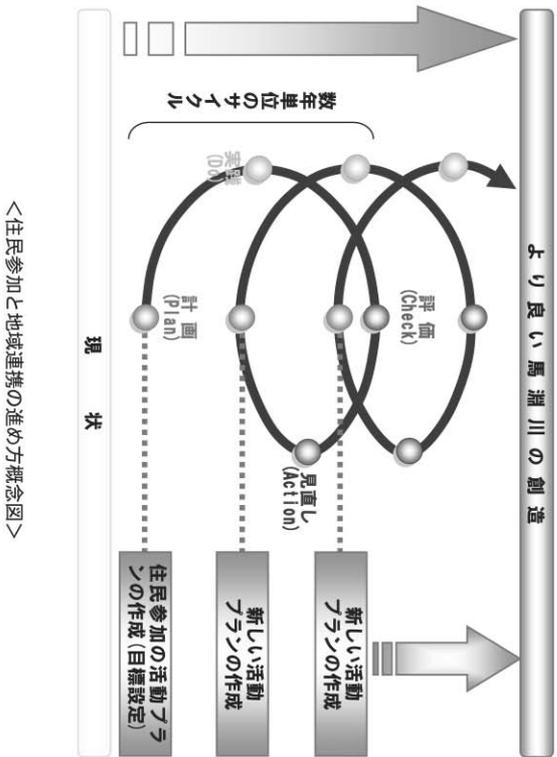
5.1.2 住民参加と地域連携の進め方

より良い馬淵川の創出を目指し、住民参加と地域連携を進めるために、計画（活動の目標設定）、実践、評価（アセスメント）、見直し（フォローアップ）を一連のサイクルとした活動プランを地域と連携して作成します。

このためには、住民参加型のモニタリングや行政活動の報告会などを実施し、地域住民間や行政と地域間の情報交換を図る取り組みを行う必要があります。

一方、活動連携する上で、地域住民が抱えている活動団体の発展性や継続性、川に関する情報不足などの課題に対して関係機関が連携して支援することが重要となっています。

地域住民の持続的な活動を支援する体制として、国・県・市町村の行政間が連携し、地域の課題や活動内容のフォローアップについて定期的な意見交換などが必要に応じて地域住民と実施することで、活動の場や現状や評価などの必要な情報などの提供、広報などの活動支援を行います。



＜住民参加と地域連携の進め方概念図＞

5.2 地域の参加と協働を実施する内容

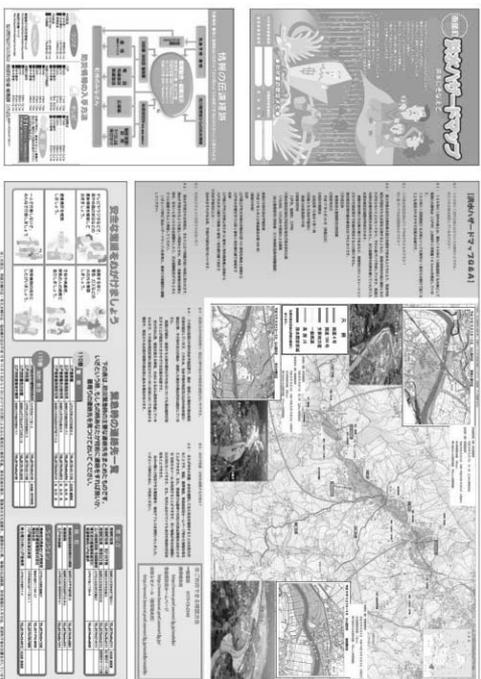
5.2.1 防災対策に関する内容

河川の整備が途中段階で施設能力を上回る洪水に対しては、河川管理者だけでは不十分であり、関係市町村や水防団さらには地域住民と一体となった対応が必要です。馬淵川の県管理区間では、平成16年、平成18年、平成23年、平成25年と洪水が頻発している状況にあります。

このような状況の下、災害被害を防止・軽減するためには、河川の整備を進めるだけでなく、地域住民一人一人の防災意識の向上を図り、洪水時の迅速かつ的確な水防活動及び警戒・避難を行う必要があります。

(1) 防災意識の向上と地域と一体となった防災体制の整備

馬淵川流域における洪水被害をできるだけ軽減するため、安全な住民避難や防災意識の向上を図るための洪水ハザードマップの作成・普及の支援、インターネットや携帯電話等を活用した河川及び防災情報の提供や通報による情報の共有化等について関係市町村と地域住民が一体となった防災体制の整備を図ります。



＜南部町洪水ハザードマップ＞

(2) 水防団等と連携した情報共有

洪水の際に特に注意を要する箇所である重要水防箇所について共通認識を図るため、国、水防管理団（馬淵川沿川市町村の水防担当課及び水防団）等の関係機関と合同により巡回を実施します。

5.2.2 環境に関する内容

(1) 動植物の生息環境の保全

動植物の生息環境等の保全・再生を積極的に推進するため、馬淵川に生息する多種多様な生物についての理解を深めてもらうための活動を行います。サケの稚魚放流や自然観察会など、地域住民やボランティア団体等と協力しながら進める仕組みをつくり、住民参加による生息環境保全の推進を図ります。



漁協主催
稚魚の放流イベントの様子

(2) 河川美化

馬淵川が地域住民の共通財産であるという認識のもとに、河川について理解と関心を高め、良好な河川環境の保全・再生を積極的に推進し、河川愛護について広く地域住民に周知を図る必要があります。

このため、河川愛護活動を行っている地域住民やボランティア団体等を支援する取り組みを引き続き実施し、住民参加による河川清掃や河川愛護活動の推進を図ります。



南部ふるさとの川連携協議会主催
「ふれあいクリーン作戦」の様子

(3) 河川利用

すでに整備されている河川公園等の施設については、スポーツ・レクリエーション・環境学習等の利用を促進するため、関係市町村や利用者・地域住民と協働した利活用や維持管理等を行うとともに、今後、新たな施設の整備にあたっては、地域からの要望を踏まえ、計画や整備、活用、管理といった各段階から関係市町村や地域住民と連携した取り組みを行います。

5.2.3 維持管理に関する内容

河川管理者は川を適切に維持するため、河川巡視や点検を行っています。県が管理する河川は延長は長く、普段から川を利用している地域住民からの情報提供が不可欠です。今後ともゴミなどの不法投棄、河川の流水や施設に関する異常などについて、普段から川を利用している地域住民との情報共有を図り、地域住民と連携した維持管理に努めます。

5.3 地域との連携と参加を促進する取り組み

5.3.1 広報活動の推進

河川と生活の結びつきが希薄になった現在、まず川のことを知ってもらうことから始め、地域の川に対する関心を高めていく必要があります。そのためには情報発信とともに広報活動の充実を図っていく必要があります。インターネットやパンフレット等を通して各種情報を提供するとともに、地域住民から河川に関する情報を提供していただく、情報の双方向化を促進します。

5.3.2 学習・教育の場の提供

馬淵川における住民参加や地域連携を深めるため、自然体験や水質調査など学校教育と連携した環境学習や安全教育などの取り組みを行います。

また、馬淵川をフィールドとした環境学習は、馬淵川の流氷が生み出した良好な河川景観を保全し、多様な動植物の生息・生育する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐためにも重要です。

河川における安全で楽しい活動を普及させるためには、川の危険性を正しく理解し伝えられるスキルを身につけた指導者が必要であることから、指導者を育成するための取り組みを進めるほか、学校関係者、市町村との連携を積極的に進めます。



南部ふるさとの川連携協議会主催
新郷村立西越小学校
「ふるさとの川みず調査」の様子（浅水川）



南部町立名久井小学校
「ふるさと学習」での川下りの様子（馬淵川）
【写真提供：南部町】

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭